

細則(1) 候補者推薦委員会に関する規定(推薦委員会規定)

第 1 条 (細則の名称)

この規定は、PTA規約第15条、24条、28条、および第47条に基づき、これを定め、「候補者推薦委員会に関する規定」と称する。また、略称として、「推薦委員会規定」を用いる。

第 2 条 (候補者推薦委員会)

会長、副会長、会計監査委員の選出にあたり、候補者の推薦指名について協議・補充を行うために候補者推薦委員会（以下「推薦委員会」という）をおく。

第 3 条 (構成員)

- 1 推薦委員会の委員は、保護者6名（各委員会から正副委員長を除く委員1名ずつの4名、前年度幹事2名）、教職員代表2名（本部幹事）をもって構成する。
- 2 推薦委員会は、構成員の互選により、正副委員長をおく。

第 4 条 (職務)

推薦委員会の委員は、次の職務を行う。

- ① 会長・副会長・会計監査委員の立候補者について、PTA規約第5条に基づき協議する。
- ② 会長・副会長・会計監査委員の立候補者が定数に満たない場合、会員の中から適任者を人選する。
- ③ 会長・副会長・会計監査委員の候補者を総会において推薦指名する。

第 5 条 (推薦委員の立場)

- 1 推薦委員会の委員は、会長、副会長、会計監査委員、選挙管理委員の候補者になることはできない。
- 2 推薦委員会の委員は、推薦指名の過程において知り得た情報については、口外してはならない。

第 6 条 (任期)

推薦委員会は、その任務が完了したときに解散する。

第 7 条 (附則)

- 1 この規定は昭和53年4月1日から実施する。（・・・中略・・・）
- 4 この規定の一部を平成25年4月20日に改正する。
- 5 この規定の一部を令和7年4月26日に改正する。

細則(2) 本部役員および会計監査委員の選出に関する規定(役員等選出規定)

第 1 条 (細則の名称)

この規定は、規約第15条、24条、および第47条に基づき、これを定め、「本部役員および会計監査委員の選出に関する規定」と称する。また、略称として「役員等選出規定」を用いる。

第 2 条 (本部役員の選出)

本部役員の選出については、次のとおりとする。

- ① 会長・副会長は、立候補および候補者推薦委員会の推薦指名に基づき、総会において選挙管理委員会が行う選挙、または信任を経て選出され、就任する。
- ② 幹事・書記・会計は、会長の推薦指名により、総会の信任を経て就任する。

第 3 条 (会計監査委員の選出)

会計監査委員の選出は、立候補および候補者推薦委員会の推薦指名に基づき、総会において選挙管理委員会が行う選挙、または信任を経て選出され、就任する。

第 4 条 (候補者の同意)

候補者の指名を行うときは、被候補者の同意を事前に得なければならない。

第 5 条 (選挙の実施)

- 1 候補者が定数を超したときは、総会に出席した会員の無記名投票によって選挙する。
- 2 選挙は、得票の上位者をもって決定とする。ただし、定数内の上位者のうち、過半数を得ることができなかった者がいた場合は信任投票を行い、過半数の信任をもって決定とする。

第 6 条 (選挙による欠員)

- 1 選挙により候補者に欠員が生じたときは、候補者推薦委員会がこれを補充し、推薦指名する。
- 2 選挙管理委員会は、推薦委員会の補充した候補者に対し、総会またはこれに代わる方法において、信任を経て選出するものとする。

第 7 条 (会長の欠損)

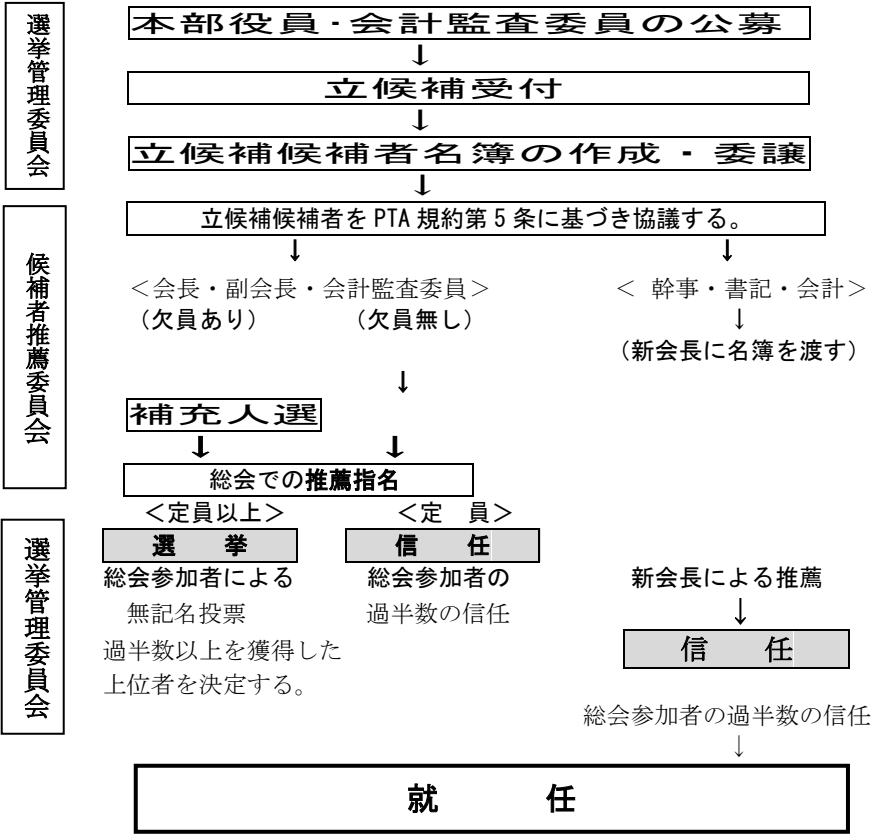
会長に欠損を生じたときには、年長の副会長が昇格する。任期は、前任者の残任期間とする。

- 第 8 条（副会長・会計監査委員の欠損）
副会長・会計監査委員に欠損を生じたときには、運営委員会がこれを補充する。任期は、前任者の残任期間とする。
- 第 9 条（幹事・書記・会計の欠損）
幹事・書記・会計に欠損を生じたときには、必要に応じ会長がこれを補充する。任期は、前任者の残任期間とする。
- 第 10 条（附則）
- この規定は、昭和 53 年 4 月 1 日から実施する。
 - この規定を、平成 14 年 4 月 1 日に全面改正する。
 - この規定の一部を、令和 7 年 4 月 26 日に改正する。

別表 3 本部役員・会計監査委員の選出方法

役 職	候 補 者	選出方法	決 定	欠損の補充
会 長	立候補および推薦委の推薦	信任（選挙）	過半数	年長の副会長が就任
副 会 長	立候補および推薦委の推薦	信任（選挙）	過半数	運営委員会が補充
会計監査委員	立候補および推薦委の推薦	信任（選挙）	過半数	運営委員会が補充
幹事・書記・会計	会長の推薦	信 任	過半数	会長が必要に応じ補充

別図 1 本部役員および会計監査委員の選出の流れ



細則(3) 委員の定数および選出に関する規定(委員選出規定)

- 第 1 条（細則の名称）
この規定は、PTA 規約第 31 条および第 47 条に基づきこれを定め、「委員の定数および選出に関する規定」と称する。また、略称として、「委員選出規定」を用いる。

第 2 条 (校外生活委員)

校外生活委員の定数および選出方法は次の通りとする。

- ① 委員の定数は、内規によりこれを定める。
- ② 選出のためのブロックの区割りは、内規によりこれを定める。
- ③ 選出方法は、各ブロックの会員の互選により選出する。

第 3 条 (教養委員・保健厚生委員・広報委員)

各委員の人数及び選出方法は次のとおりとする。

- ① 各委員の人数は、教養委員・保健厚生委員それぞれ20名程度、広報委員15名程度とし、毎年見直しを行い人数を決定する。
- ② 各委員は、会員の互選により選出する。

第 4 条 (教職員委員)

教職員委員の定数及び選出方法は次の通りとする。

- ① 教職員の委員の定数は、10名とする。
- ② 教職員委員は、教職員の会員の互選により選出する。

第 5 条 (欠損の補充)

委員に欠損が生じたときは、選出母体において補充する。任期は前任者の残任期間とする。

第 6 条 (兼任の禁止)

委員は、他の委員および本部役員、会計監査委員を兼ねることはできない。

第 7 条 (配偶者の就任制限)

会計監査委員の配偶者は、委員になることはできない。

第 8 条 (附則)

- 1 この規定は昭和53年4月1日から実施する。(・・・中略・・・)
- 11 この規定の一部を令和2年12月3日に改正する。
- 12 この規定の一部を令和3年12月23日に改正する。
- 13 この規定の一部を令和7年4月26日に改正する。

細則(4) 専門委員会及び臨時委員会に関する規定 (委員会規定)

第 1 条 (細則の名称)

この規定は、PTA規約第45条、46条、および第47条に基づき、これを定め、「専門委員会及び臨時委員会に関する規定」と称する。また、略称として、「委員会規定」を用いる。

第 2 条 (専門委員会)

専門委員会は、教養委員会・保健厚生委員会・広報委員会および校外生活委員会とする。

第 3 条 (臨時委員会)

臨時委員会は、運営委員会が必要と認めたときに設置し、構成員および任務内容は、運営委員会が決定する。また、その任務が完了したときに解散する。

第 4 条 (委員長)

- 1 専門委員会には、それぞれ、構成員の互選により正副委員長を置く。
- 2 専門委員会の正副委員長は、所属した委員会に於いて、次年度に要請があった場合に、オブザーバーとして委員会に参加し、発言することができる。
- 3 臨時委員会には、運営委員会が決定した正副委員長を置く。

第 5 条 (運営委員会の構成員)

専門委員会の正副委員長および各委員会に所属する教職員委員は、運営委員会の構成員となる。

第 6 条 (校長・教頭の発言権)

校長、教頭は、学校運営ならびに教育上必要があるときには、各専門委員会、または臨時委員会に出席し、意見を述べることができる。

第 7 条 (教養委員会)

教養委員会は、保護者から選出された委員と教職員委員若干名で構成し、会員ならびに児童の教養の向上に努め、互いに磨き合う機会を設定するために、企画・立案をする。

第 8 条 (保健厚生委員会)

保健厚生委員会は、保護者から選出された委員と教職員委員若干名で構成し、会員ならびに児童の保健と福利厚生を図る。

- 第 9 条 (広報委員会)
- 広報委員会は、保護者から選出された委員と教職員委員若干名で構成し、会員に対し、また、必要に応じて地域社会ならびに関係諸機関・諸団体に対し、学校教育活動および P T A の諸活動についての情報の伝達、意見の交換に努める。
- 第 10 条 (校外生活委員会)
- 校外生活委員会は、地区ブロックから選出された校外生活委員全員と教職員委員若干名で構成し、児童の校外生活について、学校と連絡をとりながら指導と安全に努める。また、地区会員相互の連携を深め、地域における教育・生活環境の改善、充実を図る。
- 第 11 条 (附則)
- 1 この規定は昭和 53 年 4 月 1 日から実施する。(・・・中略・・・)
 - 6 この規定の一部を令和 2 年 12 月 3 日に改正する。
 - 7 この規定の一部を令和 3 年 12 月 23 日に改正する。
 - 8 この規定の一部を令和 7 年 4 月 26 日に改正する。

内規(1) 慶弔および謝意に関する規定(慶弔規定)

- 第 1 条 (内規の名称)
- この規定は、P T A 規約第 48 条に基づき、これを定め、「慶弔及び謝意に関する規定」と称する。また、略称として、「慶弔規定」を用いる。
- 第 2 条 (弔慰金)
- 1 本校教職員が校務で死亡したときには、20、000 円および弔電と生花を贈るものとする。
 - 2 本校教職員が校務以外で死亡したときには、10、000 円および弔電と生花を贈るものとする。
 - 3 本校教職員の父母・配偶者および子どもが死亡したときには、5、000 円および弔電を贈るものとする。
 - 4 本校児童の保護者が死亡したときには、5、000 円および弔電と生花を贈るものとする。
 - 5 本校児童が死亡したときには、10、000 円および弔電と生花を贈るものとする。
- 第 3 条 (会葬)
- 1 前条 1 および 2 の場合は、本部役員および担任学級の代表が会葬するものとする。
なお、香典は本会名で贈るものとする。
 - 2 前条 3 の場合は、可能な限り、本部役員が会葬するものとする。なお、香典は、本会名で贈るものとする。
 - 3 前条 4 および 5 の場合は、本部役員および可能な限り該当学級の代表が会葬するものとする。なお、香典は、本会名で贈るものとする。
- 第 4 条 (特例)
- 会員および関係者において特例的な慶弔事や不慮の災害が生じたときは、本部役員会で協議し、表意の方法について会長が決定する。
- 第 5 条 (感謝状)
- 本会は、本部役員会等から推薦のあった会員および関係者に対し、運営委員会で審議し、適当と認めたものについて、これを表彰し、また、感謝状を贈ることができる。
- 第 6 条 (申し合わせ事項)
- 会員相互の慶弔に関する表意は、すべて本内規によることを原則とし、とくに学級 P T A 単位などで慶弔金を募ることはしない。
- 第 7 条 (附則)
- 1 この規定は昭和 63 年 12 月 5 日より実施する。
(・・・中略・・・)
 - 7 この規約の一部を平成 22 年 5 月 7 日に改正する。

<別表 4>
弔慰金の金額 ※ いずれも弔慰金と弔電を贈る。

弔 慰 金	対象	金 額
	教職員（校務死亡）	20,000 円
	教職員（その他）	10,000 円
	教職員の父母・配偶者・子ども	5,000 円
	保 護 者	5,000 円
	児 童	10,000 円

内規(2) 校外生活委員の定数および選出に関する規定 (校外生活委員選出規定)

第 1 条 (名称)

P T A 細則 (3) 第 2 条に基づき、校外生活委員の選出に伴う定数およびブロック割りに関してこれを定め、「校外生活委員の定数および選出に関する規定」と称する。また、略称として「校外生活委員選出規定」を用いる。

第 2 条 (定数)

学区内の各ブロックの委員の定数は、10 名までとする。

第 3 条 (世帯数の基準)

ブロック内の世帯数は、年度末に行う世帯調査に基づき、次年度の長子児童の数で決定する。

第 4 条 (学区のブロック割り)

学区のブロック割りについては、次の通りとする。

① ブロック内の世帯の決定は、行政における住居表示を基準とする。

② 学区内を、5 ブロックに分割する。

・第 1 ブロック…大通 1 丁目・2 丁目、茂陰 1 丁目・2 丁目、浜田 1 丁目

・第 2 ブロック…緑ヶ丘、千代

・第 3 ブロック…浜田 2 丁目・3 丁目・4 丁目

・第 4 ブロック…八幡 4 丁目、八幡ライオンズマンション

・第 5 ブロック…浜田本町、八幡 1 丁目・3 丁目・宮の町 2 丁目

③ 学区外通学をしている世帯については、最寄りのブロック割りに含める。

第 5 条 (ブロックの改変)

ブロック割りの改変については、次の各項に該当する場合に、運営委員会の承認をもって行うことができる。

① 学区の改変があった場合。

② P T A 会長が必要と認めた場合。

第 6 条 (委員の選出方法)

委員の選出方法は、次の通りとする。

① ブロック内での立候補者が定数を超えた場合は、希望があれば、定数を若干名超えることを認めるものとする。

② 校外生活委員に選出されたものの次年度の再任及び辞退は妨げない。なお、正副委員長は、次年度およびその翌年度について、再任および辞退は妨げない。

第 7 条 (欠員の補充)

校外生活委員に欠員が生じたときは、選出母体となるブロックにおいて必要に応じて補充する。任期は前任者の残任期間とする。

第 8 条 (委員の学区内転居)

校外生活委員が学区内の他ブロックに転居した場合は、その年度内については、もとのブロックにおいて活動するものとする。

第 9 条 (兼任の禁止)

校外生活委員は、他の委員及び本部役員、会計監査委員を兼ねることはできない。

第 10 条 (内規の改廃)

本内規の改廃は、運営委員会にはかり決定する。また、会長はその内容を全体委員会及び総会に報告しなければならない。

第 11 条 (附則)

(1) この規定は、平成 12 年 1 月 29 日より実施する。(・・・中略・・・)

(7) この規定の一部を平成 25 年 4 月 20 に改正する。

(8) この規定の一部を平成 26 年 2 月 4 日に改正する。

(9) この規定の一部を令和 2 年 12 月 3 日に改正する。

(10) この規定の一部を令和 7 年 4 月 26 日に改正する。